

第534回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年8月10日（水）11時40分～12時20分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 北村委員、徳田委員、西本委員、花原委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山本労働局長、高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議事

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定について

(2) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第534回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、委員全員の方に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しており、4名の傍聴人と1社の報道機関の方がお見えになってお

ります。傍聴人等の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いします。

○佐藤会長 先ほど、第6回鳥取県最低賃金専門部会を行いました。残念ながら全会一致に至らなかったということで、本審を開催させていただいているところです。

それでは、議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定について、鳥取県最低賃金専門部会から専門部会報告が提出されておりますので、事務局からこの改正決定に関する報告書の読上げをお願いします。

○片山賃金室長 では、読み上げます。

令和4年8月10日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年7月4日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の鳥取県最低賃金（時間額792円）は、令和2年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。①中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。②取引条件の適正化について、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと。③来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、各種施策との時間軸の関係性を示すこと。

2、中央最低賃金審議会への要望。①中央において客観データに基づく議論を尽くされた点は評価できる。一方、目安答申の遅れにより、地方最低賃金審議会の審議日程及び発効日に甚大な影響が生じた。来年度は地方における審議時間を十分に確保できるよう、中央において適切な日程配備とすること。②地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会の下に「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換等）を設置すること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、鳥取県最低賃金専門部会委員。公益代表委員、部会長、佐藤匡、国立大学法人鳥取大学地域学部准教授。部会長代理、中野聡、特定社会保険労務士。石川真澄、公立鳥取環境大学副学長補佐。労働者代表委員、河村正之、日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長。北畑仁史、U Aゼンセン鳥取県支部支部長。寺田真里、日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長。使用者代表委員、北村一行、鳥取県商工会連合会副会長。西本行克、一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事。花原秀明、元三洋製紙株式会社総務部参与。

別紙1、鳥取県最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間854円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2、鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金、（1）件名、鳥取県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額792円。（3）発効日、令和2年10月2日。2、生活保護水準、（1）比較対象者、18から19歳・単身世帯者。（2）対象年度、令和2年度。（3）生活保護水準（令和2年度）、生活扶助基準（第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万3,176円）。3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1、（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2、（3）に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。（注）1箇月換算額、792円（鳥取県最低賃金）掛ける173.8（1箇月平均法定労働時間数）掛ける0.817（可処分所得の総所得に対する比率、米印）イコール11万2,460円。米印として、令和4年7月12日に開催された、中央最低賃金審議会第2回目目安小委員会で提出された、

「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率となっています。

次のページには、鳥取県最低賃金審議の経過概要、鳥取地方最低賃金審議会と鳥取県最低賃金専門部会の内容を示しています。

また、その次のページに、鳥取県最低賃金審議経過ということで、詳細なものを示しています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、報告書の取りまとめられた経過等につきまして、私は部会長も兼務しておりますので、私から説明いたします。

まず、本年は例年とは違い、非常に特殊な状況でして、目安がなかなか示されず、具体的な審議の開始が第2回鳥取県最低賃金専門部会からとなりました。本来であれば第53回鳥取地方最低賃金審議会が目安伝達が行われるはずでしたが、中央最低賃金審議会の目安答申が遅れ、第2回鳥取県最低賃金専門部会で目安伝達が行われました。その後、第3回鳥取県最低賃金専門部会で労働者側、使用者側双方から金額の提示がありました。今年度は、例年にも増してしっかりとした根拠に基づいた金額の提示がありました。労働者側は41円の引上げ、使用者側は22円の引上げということで議論が開始しました。両者開きがあり、公益委員から労働者側及び使用者側に対し、多少歩み寄っていただけないかということで、第4回鳥取県最低賃金専門部会で労働者側から38円の御提示があり、使用者側から23円の御提示がありました。それでも両者開きがあるということで、再度歩み寄りをお願いいたしましたが、先ほども申し上げたように、今年度は労使双方しっかりとした根拠に基づいて算出した金額であり、第5回鳥取県最低賃金専門部会では双方共に金額の変更はなく、両者広い隔たりのあるまま、本日、第6回鳥取県最低賃金専門部会を迎えました。このままではずっと平行線であるため、昨年と同様に、公益委員から公益委員見解を出し、引上げ額33円、鳥取県最低賃金額を854円で提案しましたところ、残念ながら全会一致には至らなかったということで、採決による結果を取りまとめ、報告書として本審に提出したものです。

では、審議に入ります。報告書の内容や審議経過について、何か御質問、御意見等がありますか。また、各側で協議などが必要であれば協議時間を持ちますが、特に必要ないということでしたら、そのまま続行します。いかがですか。

○米原委員 資料で頂いている公益委員見解について、もう少し詳しい説明を頂けますか。

○佐藤会長 まず、例年、質問、御意見等がある目安額についてです。目安額については、3.3%を基準とする水準が示されましたが、特に、3.0%の差分である0.3%につ

いては数値的な根拠が明示的ではなくて、唐突感やブラックボックス感が否めませんでした。しかしながら、その一方で、労使双方から昨年の審議経過を念頭に明解なデータや根拠を示すことが要望されていたことを受けて、審議に使用した指標やデータが答申に添付される等の審議を分かりやすくするための一定の努力は感じられ、今年度は努力していたということを受けて、賃金の起点として認めるということで、まず、この目安額を尊重しました。そのため、まず、この30円分の根拠は目安額ということになります。

加えて、目安額を上回る額の提示ですが、当県の現在の経済・雇用情勢等を踏まえつつ、前向きなメッセージとなるよう、目安額に加えて県経済の健全な発展を希求する思いから、以下3点について考慮しました。

現下の社会課題への対応ということで、コロナ禍への対応はもちろんのことですが、物価上昇、原材料費の高騰、非正規雇用労働者の労働条件の改善等の社会課題に対応するために、地域社会・労働者・使用者に向けた前向きなメッセージが必要であるということで、1円上乗せしました。

さらに、地域間隔差の解消、労働力需給調整等への対応の要素として、近隣県との最低賃金額の額差による労働者の県外流出といった直接的な額設定の課題への対応や、当県の基幹産業の製造業や建設業等で人手不足感が顕在化している等の労働力需給調整の課題に対応するために、地域社会・労働者・使用者に向けた前向きなメッセージが必要ということで、ここで1円加算しました。

加えて、県経済の実勢に応じた最低賃金額の在り方についての要素として、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の別紙4「諸指標による都道府県の総合指数」がDランクの中で、当県は16県中6位に位置しています。一方で、最低賃金額はDランクの中でも下位に位置しており、経済実勢に最低賃金が追いついていないと判断し、実勢に相応な最低賃金額の引上げが必要であるということで1円上乗せをして、計33円と判断したということはこの公益見解で述べさせていただきました。以上です。

○米原委員 ありがとうございます。今話を聞いて、私の意見を言わせていただきます。

まず、中央最低賃金審議会の出した目安についてどう捉えるかということですが、目安は最低限これだけ上げてくださいという目安ではありませんよね。30円という目安は、別に30円を基準として、これから1円でも2円でも3円でも上げてくださいというものではありません。30円はいろいろ考えた上での目安ですよ。30円より下がってもい

いですよという前提ですし、中央最低賃金審議会が30円を出した根拠の中に、前向きなメッセージというのが何回も出てきており、中央最低賃金審議会の30円に既に前向きなメッセージは含まれています。それなのに、更に地方の状況だという形で、前向きなメッセージが必要だとして上乗せをすることは、私には理解ができません。

それから、この最低賃金を上乗せすることが使用者への前向きなメッセージだとはとても思えません。今、歯を食いしばって従業員を雇用している人たちに対して、もう無理だ、諦めようかというような後ろ向きなメッセージにもなり得るのですよ。その辺りが全く分かっていないと思いますので、私にはとても理解ができません。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。御意見、非常に参考にしたいと思います。

その他、御意見はありますか。また、各側の協議についても、特によろしいですか。

(なし)

○佐藤会長 それでは、採決を行いたいと思います。採決の説明をお願いします。

○片山賃金室長 議決は最低賃金審議会令第5条第3項により、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされております。本日の審議会では、会長を除き委員8名以上の可否で過半数となり、可否同数となった場合には、会長に決していただくということになります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

採決について、何か御質問等ありますか。

(なし)

○佐藤会長 では、採決を行いたいと思います。採決は挙手で行います。賛成か反対のいずれか一方に挙手をしてください。

それでは、現在の最低賃金額821円から33円を引き上げて854円にするという専門部会報告に賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○佐藤会長 9名ですね。ありがとうございます。

では、反対の委員は挙手をお願いします。

[反対者挙手]

○佐藤会長 5名ですね。ありがとうございます。

それでは、事務局は採決の結果の確認をしてください。

○片山賃金室長 専門部会報告のとおり、現在の最低賃金額821円を33円引き上げて

854円にすることへの賛成委員が9名、反対委員が5名でした。賛成の意見が過半数を占めていましたことを御報告いたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の採決の結果、賛成が9票、反対が5票でしたので、賛成多数ということで、専門部会の報告のとおり答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、答申を作成するに当たり、ここ数年、答申文に附帯事項を付記しております。専門部会報告書にも附帯事項が記載されております。委員の皆様から要望、修正意見等がなければ、このままの附帯事項とさせていただきますが、内容に修正又は追加などについて御意見はありますか。

(なし)

○佐藤会長 それでは、答申文を事務局で作成していただきますが、どれぐらい時間が必要ですか。

○片山賃金室長 10分ほど頂ければと思います。

○佐藤会長 それでは、12時14分まで休会といたします。

[休会]

○佐藤会長 それでは、再開します。

では、確認の意味で、事務局から答申文の読上げをお願いします。

○片山賃金室長 では、読み上げます。

令和4年8月10日、鳥取労働局長、山本浩司殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和4年7月4日付け鳥労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の鳥取県最低賃金（時間額792円）は、令和2年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。①中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。②取引条件の適正化について、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと。③来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、各種施策との時間軸の関係性を示すこと。

2、中央最低賃金審議会への要望。①中央において客観データに基づく議論を尽くされた点は評価できる。一方、目安答申の遅れにより、地方最低賃金審議会の審議日程及び発効日に甚大な影響が生じた。来年度は地方における審議時間を十分に確保できるよう、中央において適切な日程配備とすること。②地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会の下に「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換等）を設置すること。

別紙1、鳥取県最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間854円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2は、読上げを省略します。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、答申文について読上げを行っていただきましたが、何か問題等ありますか。

特に御異議がなければ、労働局長に答申をいたしますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○佐藤会長 では、山本労働局長に答申いたします。

〔会長から局長へ答申文手交〕

○山本労働局長 労働局長、山本です。ただ今、鳥取県最低賃金について佐藤会長から答申を頂きました。謝辞としての御挨拶を申し上げます。

まず、公・労・使、各委員の皆様におかれましては、7月4日、調査審議の諮問を申し上げた以降、改正決定審議に大変に御尽力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

中央最低賃金審議会からの目安額の提示が後ろ倒しになるなど、地方における審議日程に非常に大きな影響があり、皆様には日程の確保、あるいはその審議に向けての準備の時間の確保等、御苦勞を求める形となりました。私ども事務局側としても、心苦しく思っていたところです。そのような中でも、非常にありがたく協力的に審議会に臨んでいただいた点、感謝を申し上げます。

専門部会は、6回を数えました。この暑い中、長時間にわたるそれぞれの会であったかと思っております。足元の雇用情勢、物価上昇の話、その他議論の背景となるいろいろなデータを示し合い、考えを交わしながら、そういったことが考慮されて審議が進んだと感じております。そうこうして本日、頂きました答申に至るということです。公益委員見解の中でも触れられましたが、当県において長年培われてきた安定的な労使関係、これが土台にあつての丁寧な審議経過だったと感じました。最低賃金の審議を通じて、例えば働く方の生活、あるいは雇用を守ること、あるいは県下の産業、経済界の発展のことを皆で考えるというところ、この辺りは、公・労・使の皆様のメンバー間の改めての思いを確認できる、あるいは確認をする、そういった場にもなったのではないかと感ずるところです。

労働局としては、今後、本答申を尊重しまして、異議申出に係る公示及び官報公示など所定の手続を進める段取りを考えております。また、発効後の改正最低賃金の周知徹底、それからその履行確保に取り組む所存です。とりわけ、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業、小規模事業者の皆様に対します助成金等の支援策、これについては周知、そして利用促進に努めてまいるところをお約束したいと思っております。

審議過程の中で、御要望も頂きました。政策事項について、例えば助成金の要件の緩和や、そういった事項をいろいろと頂きましたので、それらをしっかり受け止めた上で、厚生労働本省にも伝えていきたいと思っております。労働局においても、今すぐできる取組については、関係行政機関や皆様方の関連団体などの皆様とも連携の上、適切に対応していきたいと思っております。

いずれにしましても、非常に審議を重ねてまいりまして、これまでの各委員の御尽力に

は重ねて御礼を申し上げたいと思っております。そういうことを申し上げることで挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございました。

それでは、議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定については33円引き上げ、854円ということで終了したいと思います。

先ほども申し上げましたが、非常に目安が出るまでに時間がかかった、審議日程の確保が難しい中、労働者側委員の皆さん、使用者側委員の皆さん、非常に例年にも増して根拠を示しながら真摯に取り組んでいただけたと思います。また、事務局の方には、毎回資料を用意していただき、非常に参考にさせていただきました。ここで皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

では、議事の2番目です。その他になりますが、事務局から今後の日程等をお願いします。

○片山賃金室長 今後の日程等を説明いたします。

本日、答申を頂きましたので、本日から8月25日まで、異議の申立てのための公示を行います。その結果、異議の申立てがあった場合には、8月26日金曜日、午前10時からこの会場で第535回鳥取地方最低賃金審議会、異議審を開催し、申出のありました異議について、審議並びに決議をしていただきます。事務局は、8月26日の異議審の決議を受けまして、官報公示に係る手続を進めてまいります。現在の予定ですと、官報公示が9月6日、効力の発生日が10月6日となる予定で、これが最短の効力発生日になります。

一方、異議の申出がなかった場合には、8月26日の第535回鳥取地方最低賃金審議会は開催せず、官報公示手続に入るため、8月25日の夕方に皆様へ電話により審議会の中止等の連絡を差上げます。委員の皆様におかれましては、電話等による中止の連絡がない場合には、8月26日、10時に御参集いただきますようお願いいたします。

鳥取労働局といたしましては、9月6日の官報公示以降、新しい鳥取県最低賃金額の広報に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても御協力のほどお願い申し上げます。

今後は、既に諮問しております産業別最低賃金に係る改正について準備を進めてまいります。以上でございます。

○高橋労働基準部長 産業別最低賃金に係る改正についてですが、7月29日に改正決定に係る必要性の有無について御審議いただき、諮問させていただいたところです。審議ス

スケジュールですが9月の上旬又は中旬に各種商品小売業最低賃金専門部会、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催し、審議結果を踏まえて、改正決定の必要性に係る本審を開催させていただきます。近々、専門部会及び本審の日程調整を事務局から行いますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、今、事務局から説明がありましたが、何か質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 では、本日の審議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。